

大名留守居組合における互通文書の諸類型

笠谷和比古

目次

序 問題の限定と予備考察

一、留守居廻状

(1) 本来の留守居廻状

(2) 規式通達の留守居廻状

(3) 同席 触

二、留守居書状

(1) 本来の留守居書状

(2) 奉札型の留守居書状

(3) 奉廻状

三、問合書

結語

序 問題の限定と予備考察

留守居役は大名諸家の涉外担当官である。それは各大家家の江戸屋敷にあって幕府・大名諸家等との接衝にあたり、また一般的な政治・社会情報の収集を任務とした。それ故に彼等は一名、「聞番」「公儀使」とも呼ばれた。^{〔補註〕}そしてこの諸家の留守居はそれぞれに纏まったグループを構成して定期的に会合をもち、また書面の授受によって先例・旧格の問合わせや一般的情報の交換を行っていた。この情報交換を目的とした組織体が留守居組合と称せられるものである。⁽¹⁾

筆者は別稿「大名留守居組合の制度史的考察」⁽²⁾において、留守居組合内部で交換される情報の内容、及び情報交換という行為そのものの有する政治史的・国制史的な意味について検討した。本稿では分析の対象を当該問題の形式的な面に限定し、留守居組合において情報伝達を目的として互通されていた各種文書の類型的特性を専ら史料学的な観点から把握していくことを課題とするものである。

さて右の問題に臨むに際して本稿との関わりで留守居組合についての必要な事柄を概述しておきたい。先づ留守居組合の設けられた時期についてであるが、これは特定の幕令なりに基づいて置かれたものではなく慣行的に形成されていった制度である、従ってその成立を特定の年次に懸けるのは妥当ではないと思われる。神宮文庫蔵『武宮政緒録』に留守居組合の起源を明暦元年の朝鮮信使来日時に求め、この折、美作一八万石の森美作守忠継が諸家の留守居を組合に編成した旨の記述がある。この記事が『古事類苑』に収められたこともあって概説的な書物によく説かれるものであるが、右書の成立はその内容よりして文化年間後半のものと推定され、それが幾分かの真実を反映するものであろうとも所詮、後代伝承としての価値以上のものを求めることは出来ない。同時代的な史料に基づくならば寧ろそれ以前、寛永十年段階で既に諸家留守居が特定の事柄を巡って相互に照会行為をなしているのが確認される⁽³⁾。それは未だ後に見る如き恒常的な組織体に纏まっていたとは考えられないが、留守居組合なるものの起源の時期はこの辺りに求めてよいのではないかと思われる。

留守居組合の形成を動機の面から見れば次のことが考慮されるべきであらう。近世の大名諸家の行動様式に特徴的なものとして、「他之並」を見合わすということが指摘できる⁽⁴⁾。即ち対幕府関係を中心にして、ある大名家が特定の行動をなす際に同格他家の行動を聞き合わせ、或は他家の先例に従って自家の行動をこれに一致せしめるといふものである。これはいわば「出る杭は打たれる」の反対表現なのであって、「類例ある限り譴責なし」の一般原則の

下に自家の安全保障を求めようとするものであったと考えられる。

そしてこの場合、「同格」の内容を条件づけるものが問題となるのであるが、一つは石高の多寡であり、今一つは將軍との主従関係における従属度である。この二つの条件が絡み合い、歴史的な諸事実の積み重ねの中で家門・国持・譜代・詰衆・表大名等々の家格が形成されていく。そしてこれら慣行的に形成されたものが「殿席」(江戸城中における諸大名の控えの間)の制度の内に秩序化されることによって、固定化した大名家格制度として完成していくのである。

諸家留守居は右の様な家格制度に拠りながら、且つ家格制度の形成過程に対応しながら自家と同格の大名諸家を定め、それら諸家の留守居との間で例格を相互に照会し、特定の問題についての処置方を申し合わせていったものと考えられる。そしてその様な行動形態の日常性と反覆性の中から、固定的な枠組をもった組織体としての留守居組合を序々に生み出していったものと思われる。

留守居組合はまた別の動機からも形成されていった。留守居組合の果すべき大きな役割の一つに一般的な政治・社会情報の供給がある。幕府の秘密主義的な政治運営の下にあって、そして大名改易の頻発した近世前期の政治状況下において、大名諸家は自家の安全を計る上からも一般的な政治・社会情報の豊富な供給を求めた。留守居組合は右のような要請を動機としても形成されていったのであり、この場合の組合の構成は必ずしも同格大名家の留守居のみに拠る必要はなかった。大名の近親関係・大名江戸屋敷の近隣関係などを通じて、懇意の留守居同士が集まり一般的情報の交換のための組織体を作り上げていった。これもまた留守居組合形成のあり方であったのである。

こうして留守居組合なるものは種々の条件に基づいて、またそれ故に種々の構成形態を採って歴史の上に登場してきたのである。大道寺友山はその著『落穂集』⁽⁵⁾の中で自分若年の頃の事として、定期的な寄合をもち留守居廻状を発

して情報交換をなしていた留守居組合の模様を述べている。そこに見える諸大名の存在から右の記述は大体、寛文初年頃のものとして推定される。⁽⁶⁾留守居組合はこの頃までに一応纏まった姿に形成されていったものと思われる。

さて完成された留守居組合の変遷史については別稿を参照されたいが、本稿のための予備知識として留守居組合の具体的な構成について触れておく。留守居組合といった場合、その編成の基準として重要なのは次の二つである。一つは先述した「⁽⁷⁾殿席」である。殿席は大名の家格を表示するものであり、殿席を同じくすることは家格の同等性を意味する。この殿席を同じくする大名諸家の留守居によって構成される留守居組合は同席組合と呼ばれる。大名の殿席は御三家・前田の控える大廊下、井伊・高松松平・会津松平ら家門・譜代元老の溜間、国持大名の大広間、譜代中堅の帝鑑間、外様平大名の柳間、詰衆系譜代の雁間、譜代無城層の菊間の七つに分かれる。そして大広間以下の五つの殿席の中でそれぞれ、同席大名一〇家内外の留守居が集まって留守居組合を構成していた。⁽⁸⁾諸史料に留守居組合という時、通常はこの同席組合を指していた。

留守居組合の今一つの構成形態は大名の近親関係に基づくものである。近親関係にある大名諸家の留守居は、その大名の殿席や石高の多寡に関わりなく独立した交際関係の組織体を構成していた。これは近親組合と称すべきもので、やはり留守居組合の一類型をなしていたのである。

さて留守居組合の厳密な意味での成員は、その定期的な寄合に参加する資格を有する者をいう。だが右に述べた各種の組合はその外縁部に、単に情報の享受の便宜を与えられることによってこれに関与する大名家の留守居たちも居た。例えば留守居組合が発する留守居廻状の場合、これの廻達の便宜を与えられる大名家があり、これは「廻状之列」と呼ばれた。本稿では専ら書面による情報交換の問題を扱う。従って留守居組合という用語も、その内容は右のような広がりをもったものとして、即ち日常的に書面による情報交換を親密に行っているような留守居同士の全体と

いう意味で理解されたい。

【補註—留守居役の呼称について—】

留守居役の正式呼称およびその背景となっている留守居制度については若干複雑な問題がある。これについては服藤弘司「大名留守居制の成立」⁽⁹⁾に詳細な考察があるので、今これに拠りつつ私見も加えて本稿に必要な限りで問題点を纏めておく。

大名留守居役を扱う際に注意せねばならないことは大名諸家に通常二種類の留守居なる役職があったことである。一つは幕府の留守居に該当するもので、大名不在の際に江戸屋敷の守衛・統轄を主務とし、家老級の上席者がこれに任ぜられるものであった。今一つは本稿の対象とする留守居であり、幕府・大名諸家との交渉・連絡を専門職務とするものである。彼等は諸家臣団中の中級階層を構成した物頭・馬廻り・番士などと称せられる格式の者より選任された。知行高にして二〇〇〜三〇〇石あたりの層である。そしてこの二種の留守居を有する大名家ではこれを区別して本稿にいう留守居のことを聞番・聞役・公儀使・公儀人・御城使・御城附などと呼んでいた。だがこれらに対する一般的呼称はやはり「留守居」であった。

例えば近世初期の長州毛利家の留守居（公儀人）福間彦右衛門の日記「福間帳」⁽¹⁰⁾を見ると、「一、【老中、土井利勝】土井大炊殿御用之儀御座候条、一人可被差出之通御触ニ付而私罷出候、勿論、諸家留守居無残罷出候」（寛永十二年十一月十五日条）とか、「一、【老中、阿部忠秋】阿部豊後殿（諸家留守居一同ニ致参上）（同十六年九月十九日条）と記されているのである。だから大名諸家における役職の正式呼称とは関係なく、近世初頭以来、彼等の総名として「留守居」なる呼称が使用されているのである。彼等が何故に「留守居」と称されるに至ったかの事情については服藤氏も指摘されている通り、幕府との接衝は本来第一種の留守居、即ち大名不在時の江戸屋敷の統轄者たる江戸留守居家老の職掌であった。しかしながら

幕府との平生の連絡事務については留守居家老が自身で勤めることは次第に無くなっていき、幕府接衝専門の聞番・公儀使らと呼ばれる役職の者に代替されていった。これが彼等を「留守居」と称するに至った事情であると思われる。

さて次に今一つ複雑な問題がある。それは聞番・公儀使などの呼称を与えていた大名家においても近世中期頃になると、彼等第二種の留守居の役職名を正式にも「留守居」と認めるようになっていったことである。社会的呼称にあわせるように自家での正式職名としても、これを用いるようになっていったのである。これを鳥取池田家の場合について見てみよう。⁽¹²⁾ 第一種の江戸留守居について同家では、最高格式たる着座にて勤める者を「江戸留守居家老」、番頭より選任された場合には単に「留守居」と言い、江戸屋敷の取締り、内外諸般の用向に対する統轄的責任を負った。一方、幕府・他家との事務的接衝する役職の者は「聞役」と唱え、物頭級の者から任せられた。これが近世中期、遅くとも宝暦期になるとこれらの職名に変更を来し、後者が正式職名としても「留守居」と称せられ、前者は単に「御留守詰」と呼んでこれと区別されるに至ったのである。

また一方で毛利家の「公儀人」、前田家の「聞番」などの職名は幕末まで残ったようであるが、これらは寧ろ少数事例で、多くの大名家では近世中期以降になると彼等の役職名を正式にも「留守居」と唱えるようになっていったようである。

かくして本稿が対象とする留守居は複雑な呼称と制度の歴史をもっている。従って二種の留守居の弁別と確定には注意を要するのであり、史料にその名称の出でくる場合には前後の文脈を丹念に読むことでこれを見極めていかねばならない。一般には両者の職務内容の差、身分家格の差からこれを判別していく訳であるが、一番大きな拠り所となるのは『武鑑』である。その「御城使」の項に記されているものが本稿にいう第二種の留守居に他ならない。本稿で

はこれを基準にして右の判別をなしていく。

註

(1) この涉外担当官としての留守居は大名の江戸屋敷のみならず、京都屋敷・大坂蔵屋敷そして九州大名の場合には長崎屋敷にも置かれている。そしてこれら各地においても留守居組合が設けられていた。本稿では江戸の留守居組合についてのみ取扱うが、右の各地のそれらの活動形態も大体これに準ずるものであったと見做して差支えないと考えられる。なお大坂の留守居組合の活動形態については拙稿「幕藩制下に於る大名領有権の不可侵性について」(日本史研究一八七号) 参照。

(2) 「史林」昭和五七年九月号

(3) 史林別稿参照

(4) 服藤弘司「幕府法と藩法」(創文社、昭和五五年) 三五八―三六〇頁など参照

(5) 「改訂史籍集覽」第一〇冊、六五頁

(6) 「落穂集」に記された組合を構成する留守居の属する大名は丹羽左京大夫・内藤豊前守・小出大和守・金森長門守・松平周防守・仙石越前守・浅野内匠頭・浅野因幡守の八名で、これは各々、丹羽光重(寛永一九―延宝七)、内藤信照(寛永三―寛文五)ないし信良(寛文五―延宝二)、小出吉英(慶長一八―寛文六)、金森頼長(慶安三―寛文五)、松平康映(寛永一七―延宝三)、仙石政

大名留守居組合における互通文書の諸類型(笠倉)

俊(寛永五―寛文九)、浅野長直(寛永九―寛文二二)、浅野長治(寛永九―延宝三)である。括弧内は各人の襲封・致仕年次であり、これに拠れば右記述内容の上限年次は慶安三年、下限は寛文五年である。寛永一六年の生まれである大道寺友山にしてみれば寛文初年は二十才ほどであり、大体この頃のものと考えられそうである。

(7) 「殿席」については松尾美恵子「大名の殿席と家格」(徳川林政史研究紀要・昭和五五年度) 参照

(8) 例えば安永―天明年間の大広間席留守居組合には次の二つのものがあつた。一つは嶋津・伊達・細川・毛利・鳥取池田・有馬・上杉・津山松平の八家留守居によるもの(「八家組合」)、今一つは黒田・藤堂・蜂須賀・鍋嶋・山内・佐竹・宇和嶋伊達・立花・宗の九家留守居によるもの(「九家組合」)である(宇和嶋伊達家文書「留守居役年記略」)。

(9) 牧健二博士米寿記念「日本法制史論集」(思文閣出版、昭和五五年一月) 所収

(10) 服藤氏は留守居制の一般的成立を慶安・承応頃に求めておられ、寛永年間に活動した福間彦右衛門就辰を本格的留守居と区別される過渡的で格式の高い初期留守居であると認定されている。この点は留守居組合の初源を何時に求めるかとも関わって重要なのであるから服藤氏の

説の当否を検討しておく。氏が福間彦右衛門を以後の毛利家留守居よりも格式の高い上級家臣であると認定された根拠は次の三点である。1、福間の知行高は五〇〇石で、彼の跡を襲い本格的な留守居に就任した飯田平右衛門が三〇〇石であったのに対して高いこと。2、端午の節句祝賀の御内書受領のため登城した際に將軍家より彼に対して帷子を下賜されるという殊遇を得たこと。3、長州への国目付派遣の際、福間は老中より呼び出しを受け、これが円滑な執行に尽力したこと、以上である。第一の点については福間の本来の知行高は三〇〇石であり、寛永十五年に留守居としての職務専念への褒賞として加増を受けた結果、五〇〇石に上ったものであること。更には跡を継いだ飯田平右衛門も同じ故をもって寛文二年に加増されて五〇〇石となっている。(「毛利十一代史」同年十二月二十八日条。だから福間の知行高は

一、留守居廻状

留守居廻状は留守居組合における情報交換の媒体としては最も一般的なものである。組合中のある留守居が差出人となり、他家の留守居たちを宛所に連記して特定の情報を廻達する形式のものである。留守居廻状は早く寛文年間よりその存在が知られており、近世の全期を通じて各種の留守居組合の中で広く用いられていた。

この留守居廻状も立ち入って検討するならば、その情報内容の質によって区別され、通達の手続きを異にする二種

決して大きいものとは言えない。第二の点についても「毛利十一代史」元禄六年十一月二十五日条に「將軍重陽ノ内書ヲ賜フ、例ニ依リ公儀役へ呉服ニヲ賜フ」とあり、御内書受領の留守居に時服を下賜するのは通例のことなのである。第三の点についてはこの種の幕府との接衝は留守居の本来的職掌なのであるから福間を特別視する理由にならないであろう。

以上の検討により福間をそれ以後の留守居と区別せねばならない理由はないと思われる。そして毛利家留守居(公儀人)の本知が大体、二〇〇〜三〇〇石であることを考え合わせるならば福間は正に毛利家の本格的留守居の確認される最初の人物であったと言えるのではないだろうか。

(11) 山口県立文書館、毛利家文庫蔵

(12) 「鳥取藩史」巻二、職制志四

のもののあることを知る。第一のものは一般的な政治・社会情報、特に事件情報を伝達するものである。これを「本来の留守居廻状」と呼んでおこう。第二のものは専ら幕府との関係で生ずる規式事の情報と指示を組合中に通達するものである。これは「規式通達の留守居廻状」と名づくべきものである。以下節を分けてこれらを見ていこう。

(1) 本来の留守居廻状

この型の留守居廻状の通達手続きは任意的であり、組合中のある留守居が入取した情報にして参考に資すべきものと判断したものを、自発的に組合の諸家留守居に廻達するものである。⁽²⁾ 諸書に「兼而珍敷儀は諸家類役共江相通し候申合」⁽³⁾とか「主人々々の聞え達し心得にも可罷成かと有之儀」⁽⁴⁾を組合中に廻達すると説明されているものである。留守居廻状という時、通常はこの類型のものを指している。

この型の留守居廻状については、その存在自体および廻達内容を示す事例については少なからず確認されるのであるが、その文書としての完型を伝えるものとしては次の一例しか見出し得ていない。⁽⁵⁾

〔事例1〕 文政九年の 留守居廻状写

〔有馬頼徳〕

以廻状致啓上候、各様愈御安全被成御勤、珍重奉存候、然は玄蕃頭当四月参府ニ付、豆州三嶋駅宿入之砌、金地院上京ニ行逢被申候處、甚不法之儀有之、其儘ニも難差置御座候ニ付、岩瀬伊予守様及御問合候處、御差図有之候、仍而金地院及懸合候處、役者松月庵を以、段々断有之候間、此上は存意等も無之、向後之儀、尚更急度申入置候事ニ御座候、

御同席様御一統ニ相抱候之趣も申達候儀ニ付、以来之御心得ニも可相成と、往復之書面類都而五通、懸御目置申候、此段可得貴意如此御座候、已上

十二月

御次第不同

〔加賀金沢、前田齊泰、大廊下〕

松平加賀守様
御留守居中様

〔美作津山、松平齊孝、大廊下〕

松平越後守様
同

〔越前福井、松平齊承、大廊下〕

松平伊予守様
同

〔对馬府中、宗義質、大広間〕

宗 对馬守様
同

〔越中富山、前田利幹、大広間〕

松平淡路守様
同

〔出羽秋田、佐竹義厚、大広間〕

此方〔佐竹右京大夫〕様
同

〔加賀大聖寺、前田利之、大広間〕

松平備後守様
同

有馬玄蕃頭内

中嶋権兵衛

中村為之丞

〔丹波柏原、織田信憑、大広間〕
織田出雲守様

同

〔筑後柳川、立花鑑賢、大広間〕
立花左近将監様

同

〔伊勢津、藤堂高猷、大広間〕
藤堂大学様

同

本史料は秋田の佐竹家文書の中にあるもので、有馬家（筑後久留米・大広間席）の留守居より廻達されてきたものの写しである。宛所に見える大名について、その殿席に注目すると加賀前田、津山・福井の両松平が大廊下である他はこの時点で大広間席の大名であり、且つ廻状文面に「御同席様御一統」云々とあるところよりして、右史料は大広間席の留守居組合の廻状であると判断してよいであろう。⁽⁸⁾ 大廊下席の大名家は留守居組合を有していなかったもので、この種の情報の収集については大広間席の留守居組合の廻状などに依存していたものと推察される。⁽⁹⁾

さて右廻状の報知内容は同年四月に有馬家が参府の折、東海道三島宿で金地院一行と出会い路頭礼節を巡って紛議を生じた件について、「以来之御心得も可相成」との判断から、この紛議に関して金地院側から取りつけた詫状など関係文書五点の写を添えて閲覧に供するといふものである。⁽¹⁰⁾

右の事例にあつては有馬家が自家に関して発生した事柄を報知したのであるが、一般的には寧ろ自家外の出来事にして偶々入取した情報を組合中に伝達するといふのが留守居廻状の本来のあり方である。次に掲げる事例はそのような留守居廻状の日常的な姿を伝えているものである。

〔事例2〕 寛政十二年、留守居廻状留書⁽¹¹⁾

東北大学狩野文庫所蔵『異説設草』なる叢書の中に「寛政十二年庚申年三月ヨリ用廻状留」の表題を有する留書が収められている。その内容を表示し記載の一例を次に掲げる。これは大名の家臣が江戸町方で刃傷沙汰を起こしたことに關する事件情報である。

月日	報知内容	廻状通達者
三月四日	一橋家女中と鳥取池田家中との路上紛議一件、関係者「口書」、判決申渡書写	渡辺家
四月二日	孝子褒賞申渡書写〔幕府より町人市五郎へ〕	本多家
四月七日	双子出産、産穢届書写〔酒井雅楽頭より幕府へ〕	本多家
二月二十九日	甲斐御獄参詣人馬差出方ニ付伺書并附札写〔青山大膳亮より幕府勘定奉行へ〕	松平家 〔越後糸魚川〕
四月三日	宗旨錯乱一件ニ付奉行所吟味願や私領主手限吟味やの旨問合書并附札写〔某家より評定所留役へ〕	成瀬家
四月二〇日	二城在番堀近江守御預同心ら上京途中にて刃傷一件届書写〔月番遠藤備前守より幕府老中へ〕	岡部家
四月一二日	東叡山参詣時装束ニ付問合書并附札写〔松平大膳亮家より幕府大目付へ〕	成瀬家
四月一八日	紅葉山子参時に將軍世子に目見、この後の御礼廻動は通常の通りや否やニ付伺書并附札写〔堀口大蔵大輔より幕府へ〕	成瀬家
三月晦日	呉服飾茶屋四郎次郎ら御用物納品不埒一件、処罰申渡書写	成瀬家
四月二五日	参府御礼前、江戸にて法事執行の可否ニ付伺書并附札写〔小笠原近江守より幕府老中へ〕	本多家
壬四月九日	屋敷小破の節、普請届出の有無ニ付伺書写〔阿部播磨守家より幕府普請奉行へ〕	成瀬家
壬四月二日	志摩国大風、海難事故の旨届書写〔稻垣信濃守より幕府老中へ〕	成瀬家
壬四月一六日	孝子褒賞申渡書写〔幕府より町人きよへ〕	高木家
五月九日	東海道より中仙道への行程変更ニ付伺書并附札写〔小笠原近江守より幕府勘定奉行へ〕	内藤家

“月日”は報知された写書の日付。“報知内容”の配列は「用は「廻状通達留守居の所属大名家」を意味する。

表 1 留守居廻状

壬四月二七日	息男鞆養子の件ニ付御聞置書写〔松平遠江守より幕府老中へ〕 助郷詰合時の喧嘩刃傷一件、他領引合事件ニ付奉行所吟味願書写〔小笠原平兵衛より幕府 若年寄へ〕	本多家 〔本多家カ〕
五月晦日	夫婦喧嘩刃傷一件、当事者死没により本埋葬の可否ニ付問合書并附札写〔水野日向守より 評定所留役へ〕	本多家
六月一〇日	幕府石灰売捌仕法方ニ付問合書并附札写〔諏訪因幡守より幕府勘定奉行へ〕	〔板倉家カ〕 〔備中松山〕
七月一日	銀座処罰一件、勘定奉行への違書・勘定奉行よりの進違書・処罰申渡書写 夫出奔後、妻再縁は何年を限るべきか、又盲人同士の結婚の可否ニ付問合書并附札写〔阿 部播磨守より江戸町奉行へ〕	〔同 右カ〕
七月一	御家人橋本某行跡不良ニ付処罰申渡書写	渡辺家
五月一三日	息男改名ニ付届書写〔加納遠江守より幕府老中へ〕	松平家
八月三日	息男有馬湯治ニ付伺書并附札写〔岡部美濃守より幕府老中へ〕	岡部家
七月一日	家中の者、町中にて刃傷ニ付届書写〔鳥居丹波守より江戸町奉行へ〕	永井家
七月二七日	前髪の者、半年代在所御暇願書写〔黒田大和守より幕府老中へ〕	板倉家 〔備中庭瀬〕
七月三日		

備考：「用廻状留」〔「異説設草」第一冊〕に拠る。
廻状留」の記載の順序に従う。「廻状通達者」

申七月廿七日未明、根岸肥前守様江差出之

鳥居丹波守家来、用人方物書相動候小森栄次郎与申者、昨夜九段坂下辺ニ而町人三人江手疵為負候ニ付、町方御
届申上候由承知仕、此段御届申上候、以上

七月廿七日

鳥居丹波守家来
伊東安右衛門

右御用人宮下貢右衛門江出会差出候処、子細相尋候留

夜前見届候者差遣一通り相尋候処、理不尽者故、及刃傷候趣ニ候得共、片口之儀、何れ検使被遣、追々御吟味も

大名留守居組合における互通文書の諸類型（笠倉）

可有之儀ニ付、訳合ハ不相認、申述候処可申聞旨ニ而、追付罷出、肥前守致承知候、早々檢使可遣候、御家来之趣被仰立候間、後刻見知人は御呼出申間敷候旨申候段、貢右衛門申聞候

一、夕方栄次郎入牢被仰付候旨、肥前守様御用人ノ紙面ニ而申来

(中 略)

一、同八月廿四日朝、御用番戸田采女正様江御届

〔老中、戸田氏教〕
〔老中、安藤信成〕

去月廿八日御用番安藤对馬守殿江御届申上候私家来用人方物書相勤候小森栄次郎ト申者、同月廿六日夜飯田町ニ而町人三人江手疵為負候一件、根岸肥前守方ニ而追々吟味之上、相手喜十郎儀、及法外不得止事、為手負、右疵ニ而相果候得共、法外之始末、見留人茂有之相違無之、外式人之内喜八ハ込合候場所故拔身ニ当リ疵付、三五郎儀ハ抱留候節、自分ト疵付候段、申口致符合候ニ付御構無之旨、右一件ニ引合候徒土土山平右衛門・小間遣川島巳之吉儀ハ追々不束之儀もなく候間、是又御構無之旨、昨夕肥前守申渡候、此段御届申上候

八月廿一日

鳥居丹波守家来
伊東安右衛門

右之通、阿部外ノ廻状到来ニ付写置候

右は鳥居家(下野壬生、三万石)の家臣が町方で刃傷沙汰を起した一件についての関係書類の写しであり、鳥居家より江戸町奉行根岸に提出した届書、鳥居家留守居伊東安右衛門と町奉行の用人宮下貢右衛門との会談の留書、そして吟味落着後の鳥居家より月番老中戸田への届書などより成っている。

さて右の記載の末尾に「右之通、阿部外ノ廻状到来」とある点に着目してみよう。この「用廻状留」は各々の情報内容を記した後に右の様な報知者についての注記を有している。注記はまた「永井信濃守様衆ノ到来」とか「大生・

三橋外⁶廻状到来」の如くに書かれている。ここに阿部とあるのは永井信濃守家（大和新庄一万石・菊間）留守居の阿部仲右衛門、大生・三橋は本多豊後守家（信州飯山二万石・帝鑑間）留守居の大生勘右衛門・三橋新五右衛門であると判断される。⁽¹³⁾従ってこの「用廻状留」は留守居廻状の留書であることを知るのである。廻状をもたらしている各留守居の属する大名家は右の二家の他、松平家（越後糸魚川一万石・帝鑑間）・岡部家（和泉岸和田五万三千石・帝鑑間）・内藤家（三河挙母二万石・帝鑑間）・板倉家（備中松山五万石・雁間）・板倉家（備中庭瀬二万石・菊間）・高木家（河内丹南一万石・菊間）・渡辺家（和泉伯太一万三千百余・菊間）・成瀬家（尾張犬山三万五千石・——）である。但しこの廻状を受けた当の大名家は遺憾ながら不明である。⁽¹⁴⁾それ故にまた右の留守居廻状を通過している留守居組合の組織も判然としない。殿席も帝鑑間・雁間・菊間と分かれている。共通性は五万石までの譜代大名家であるというまでである。今はそのような階層の大名諸家の留守居組合のものとしてこの廻状を見ておこう。

廻状の報知内容は表示する通りである。事件・事故・賞罰・服忌・奉行所吟味願・縁組・諸伺など多岐に亘っていることを知るであろう。そしてこの場合に注目されるのは、廻状が単に事件や特定の行為についてその発生した旨を伝えるのみではなくて、それに関連して作成された文書類の正確な写しを添えて伝達しているという点である。事件情報であれば関係者の口書や処罰申渡書であり、諸伺の場合であれば当該大名家より幕府に提出された願書や伺書の写しである。先に見た「事例1」の場合でもこの点は同様なのであって、関係書類の写しを廻達するのが留守居廻状の役割であり形式でもあったと言いうことが出来る。⁽¹⁵⁾

右のこの意味としては二つのことが考えられるであろう。一つは廻状の情報内容が虚説ではなくて真実であることを示す証拠性がこれに付与されているということである。留守居廻状が虚説を流布しているとの非難は屢々くり返されており、⁽¹⁶⁾それへの対応上からも情報の伝達には確実な形式を獲得すべく配慮されていたものと思われる。

今一つには、これらの関係書類が「先例書」として重要な意味を有するということである。幕府に提出して附札を以って許可をされた他家の伺書の内容は、「先例」となつて、将来に対して一般的な規範効力を及ぼすものであつた。⁽¹⁷⁾従つて総ての大名家にとつて他家の許可を受けた伺書の存在とその文言字句の詳細を広く承知していることは明らかに有利なことであつた。次に、複雑な他領引合事件について幕府に対して奉行所吟味願⁽¹⁸⁾を出すべきか否かの判断は仲々に難しいものであるが、これに関する願書や問合書の存在は大名諸家に適格な判断のための参考材料を提供するものであつた。

留守居廻状はかように「以来之御心得ニも可相成」との観点から、大名諸家の行動にとつての参考に資すべき情報を豊富に提供する媒体としての役割を果すものであり、具体的に証拠性を有し、直ちにそれに準拠しうるような確実な形式性を備えていたものと考えられる。

(2) 規式通達の留守居廻状

留守居廻状には右の他に、対幕府関係で発生する規式に関する事柄を扱う種類のものがあつた。即ち留守居組合の中で予め年番役の者を設けておき、將軍家や幕閣の吉凶事をこの年番の留守居が専管し、自分の得た情報と判断で組合中に廻状を発してその挨拶方を指示する。そしてこの指示に基いて大名諸家は歩調を合わせてこれに臨んでいくというものである。宇和嶋伊達家文書に寛政元年のものとして次の如くにある。

〔事例3〕 寛政元年 留守居組合申合留書⁽¹⁹⁾

一、松平雅之助様御留守居永田藤右衛門ノ紙面左之通

〔黒田齊隆〕
〔老中、鳥居忠意〕
〔鳥居忠水〕
以廻状致啓上候、然は鳥居丹波守様之御嫡播磨守様、御病氣御養生不被成御叶、昨十八日御死去被成候由御座候、

依之丹波守様江御悔之御使者勤可有御座と奉存候、此間御内談之通ニ付、此段御内々為御知如此御座候、已上

九月十九日

右之通御留守居ハ申出、尤是迄右躰之通達事ハ都而年番廻状ニ而申来候処、被仰出牒ニ記有之候通り、当月九日被仰出候諸家留守居、組合之寄合等相止可申旨被仰渡候付、左候而は組合年番等も難相立、右ニ付而は右様之通達事も都而無之時は御勤向御差支ニ相成候事故、先是迄之通、内々ニ而為知具候旨ニ申談置候由

右の記述の内、前段に掲げられた廻状が即ち規式通達の留守居廻状であり、老中鳥居忠意の嫡子の死去に際して各家より悔みの使者を派遣すべき旨を指示している。差出者は筑前黒田家留守居の永田藤右衛門であり、廻状の宛所は省略されているが宇和嶋伊達家を含む大広間席留守居組合の諸家留守居であると思われる。⁽²⁰⁾ さて後段の注記の言うところは、この寛政元年九月九日に幕府より留守居組合の寄合停止令が出されたことにより、組合年番を立てられず「右躰之通達事」が出来なくなる旨のことである。右の記述からこの種の規式に関する情報を通達する留守居廻状の存在を確認しうるのであり、そして注記の最後にある如くこの寛政元年以降もまた、この型の廻状が存続していたことを知るのである。

この型の留守居廻状の完型を示すものを次に掲げる。弘化元年十一月のもので、内容は前將軍家齊夫人の広大院の死去に伴う將軍家慶の服喪中の御機嫌伺いの使者派遣の件について、帝鑑間席の留守居組合ではその派遣日時を指定して廻達しているのである。

〔事例4〕 弘化元年 留守居廻状写⁽²²⁾

以廻状致啓上候、然は御在府之御方様、御機嫌御伺御使者、御登城無之日、二三日間置ニ被差出候様御触ニ付、天保十一年 浄観院様之御振合を以、別紙之通申談仕候間、入貴覽候、猶思召も御座候は、無御遠慮可被仰下

〔家慶夫人〕

候、廻状御留、善左衛門方江御返却可被下候、以上

十一月十三日

畑 惣右衛門
石井 善左衛門

御次第不同

松代様

津田 転様

藤田 繁之丞様

飯山様

寺田 勘兵衛様

和田七左衛門様

佐野様

今井 金平様

新田 右門様

大垣様

奥村兵左衛門様

種村弥三兵衛様

小田原様

牟礼三郎大夫様

御廻状被成下、難有拜見仕候、段々御手数致之御儀、難有仕合奉存候、則奥村様・種村様江御廻し申上候

高月六左衛門様

忍様

松平 九十九様

和田 孫兵衛様

中津様

甲斐 理兵衛様

岡見 嘉七郎様

右廻状には十一月十六日より十二月晦日までの使者を派遣すべき月日を記した別紙が添えられている。廻状の差出者の畑・石井の両者は各々、榊原(越後高田一五万石)・松平(伊勢桑名一一万石)家の留守居である。宛所は順に真田(信州松代一〇万石)・本多(信州飯山二万石)・堀田(下野佐野二万六千石)・戸田(美濃大垣一〇万石)・大久保(相模小田原二万三二九石)・松平(武蔵忍一〇万石)・奥平(豊前中津一〇万石)の諸家留守居である。右の大名家は総て殿席が帝鑑間であり、右のグループは規式通達を目的として構成された同席留守居組合であったと思われる。⁽²³⁾この規式通達事を扱う留守居廻状については、その内容が我々の目には如何にも瑣末なもの如くに映るのであるが、問題はあくまでも当時の人間の価値観に則して理解されねばならないのであって、右様の事柄も、落度を防ぎ面目を失する事態を回避せねばならぬとする大名諸家の要請の中で充分な重みを有していたのである。例えば享保の頃の事であるが、將軍の紅葉山御成があった際、不時の御成であったので高松松平家ではこれを知らず帰還時の御機嫌伺いの挨拶を欠いてしまった。以前にも同様の欠礼があったという。高松松平家は溜間詰の大名家であるために留守居組合をもっておらず、それによる情報不足がこの失態につながってしまったというのである。⁽²⁵⁾

だから規式通達の留守居廻状もまた事件情報を扱う第一の型のそれに劣らず、当時の社会の中では十分に意味あるものとして存在していたのである。

(3) 留守居廻状と同席触

留守居廻状について今一つ付言しておかねばならないのは、これと外見の上で非常に紛らわしいものに、廻状形式で布達される幕令があるということである。これは「同席触」(ないし「同席触廻状」と呼ばれていたものである。

幕府より出る所謂「触」の発布手続きは、近世前期には幕府評定所や老中役宅に各大名家の留守居を召し出し、触の写を認めた書付を各家に手渡すというものであった。これが中期以降になると大名諸家の留守居を宛所に連記した廻状の形式で布達されるようになる。そしてこれには大別して二型あり、一つは老中↓大目付↓諸家留守居の順路をとるもので一般に「大目付廻状」と呼ばれている。⁽²⁶⁾ 第二型が問題の「同席触」なのであるが、これは老中↓大目付↓各殿席二家の留守居(二家以上の場合もある)↓同席諸家留守居の形を採る。即ち老中より触を受けとった大目付は各殿席ごとに、その中の二大名家の留守居を選んで触の写しを交付する。⁽²⁷⁾ この二家の留守居は連名の廻状を作成し、触の写しを添えて同席大名家の留守居中に廻達する。各殿席で同じことが行われ、こうして触が全大名家に伝達される仕組みをとっているのである。

次に同席触の一例を挙げる。これは帝鑑間席の大名家に向けて出されたものである。

〔事例5〕 文化九年 同席触写⁽²⁸⁾

〔酒井忠禱、庄内一四万石〕〔小笠原忠固、小倉一五万石〕〔有田貞勝〕

以廻状致啓上候、今日左衛門尉・大膳大夫被致登 城候処、御席江大目付有田播磨守様被成御越、別紙之趣、土井^{〔土井利厚〕}

大炊頭様被成御達候旨、被仰聞候、今日御登 城之御方々様は御承知之義御座候得共、不被成御登 城候御方様も

被成御座候間、御一統御通達申候様被申付候、廻状早々御順達、御留ノ叔藏方ニ御返却可被下候、以上

三月三日

小笠原大膳大夫内
福与直紀
猪飼叔藏
酒井左衛門尉内
今泉善藏
黒川武助

御次第不同

〔真田幸専、松代一〇万石〕

真田 彈正忠様

御留守居中様

〔土岐頼布、沼田三万五千石〕

土岐 山城守様

御留守居中様

〔水野勝愛、結城一万八千石〕

水野 日向守様

御留守居中様

〔松平直益、糸魚川一万石〕

松平 日向守様

御留守居中様

〔堀田正民、宮川一万三千石〕

堀田 美濃守様

御留守居中様

大名留守居組合における互通文書の諸類型 (笠谷)

大目付江

三月四日 御能ニ付、表向五半時揃

右の史料で「大目付江」以下の部分が本来の触書となる訳であって、この場合は年頭慶賀勅使の饗応御能に陪席すべく、翌日の登城時刻を諸大名に触れたものである。触の伝達手続きは廻状文面にある通り老中土井利厚より大目付有田貞勝に触の書付が交付をされ、大目付は偶々登城していた酒井忠器・小笠原忠固の両名に触書付の写しを渡して、これを帝鑑間席の全大名に伝達することを命ずる。そして右両家の留守居が連名の廻状を作成し、帝鑑間席大名家の留守居に宛てて触を傳達していくのである。右の廻状に見えぬ大名家の分については別途に数通作成して廻達していくものと思われる。

さてこの同席触という史料類型は留守居が連名で差出にあり、同席他家の留守居を宛所に連記する廻状の形式を有するために「留守居廻状」と混同され易く、研究上、注意を要するものなのである。⁽²⁹⁾一般に同席触は幕令の中でも小事を扱う。それ故に廻達内容のみを一見したところでは幕令なのか、留守居組合内部での申合わせなのか紛らわしい場合がある。殊に規式関係の「同席触」は「規式通達の留守居廻状」に酷似している。しかし当時この両者は区別されて用いられていたのである。

即ち留守居廻状は留守居組合およびその外延たる「廻状之列」と称せられる、予め申合わされたグループの内のみ廻達範囲が特定されているものであり、同席触のように同席大名家留守居のすべてに廻達していくというものではないのである。そして同席触は幕令なのであるから結局すべての大名家へと伝達されていく性質のものである。第二に留守居廻状は「内廻章」⁽³⁰⁾とも呼ばれていた事実がある。留守居廻状は組合が独自の意思で傳達するものであ

り、幕命を伝達する「公的」なものとしての同席触の廻状とは名称の上でも区別をされて取扱われていたのである。従って留守居廻状と同席触とは別ものなのである。両者を区別する明確な指標は、同席触の文面に見える、老中・大目付より幕命が発せられた故にこれを伝達するという遵行文言であり、この文言の有無によって両者は截然と区分されるのである。

註

- (1) 「落穂集」(改訂史籍集覽)第一〇冊 六五頁
- (2) 宝曆五年の刊記を有する「新役龍の庖丁」(未刊隨筆百種)卷一)は留守居役を勤めた者の手録である。これに聊か戯画化された形であるが、留守居廻状の通達の模様が描かれている。
- (3) 「上井武家御扶持人例書」第三冊の八(近世法制史料集)第三卷、一一八頁)
- (4) 註(2)に同じ
- (5) 史料別稿参照
- (6) 秋田県立図書館、佐竹文庫蔵
- (7) 廻状差出者の中村・中嶋の兩名は「文政九年武鑑」の有馬家の「御城使」の項にその名を見せている。
- (8) 「文政九年武鑑」
- (9) 津山松平家は文化十四年の一〇万石への高直し以来、大廊下席に移っているが元は大広間席であり、その留守居は国持外様大名の留守居組合に加わっていたという経緯もある。序章註(8)参照。
- (10) 一、有馬より金地院への抗議書簡(九月) 二、金地院

大名留守居組合における互通文書の諸類型(笠谷)

- よりの返簡(十月) 三、金地院への抗議書簡(九月)
- 四、金地院よりの返簡(十月) 五、有馬より大目付への伺書并附札(七月)
- 右のうち四の金地院よりの返簡の分を次に掲げておく
- 当夏玄蕃頭様御行列中江下ニ居、笠取候様、彼是敲敷相制候、仮令 御朱印たり共御規定有之儀、ことに当院行違ニは何故候哉、右詔合御懸合可有御座候御差含も有之候得共、既ニ於 公辺も出格之御沙汰無之、仍而是畢竟隨從之末々、一旦之我意とも御承知御座候得は、此度之法外は最早、御聞捨流し、以後之處得と御達置被成候御事、此段分而被仰聞、御尤之御儀ニ致承知候(中略)
- 此度之儀ハ何卒御寛仁之御取斗被下候様仕度、御書面中被仰聞候通、畢竟隨從之末々心得違、御聞捨流し御座候段、金地院ニおるても厚忝被存候、右御挨拶各方宜得御意旨申付候、何分ニも御仁恕之御取成、偏奉希候、已上
- 十月
- (11) 東北大学付属図書館、狩野文庫蔵
- (12) 「享和元年武鑑」

- (13) 「享和元年武鑑」
- (14) この「用廻状留」が「異説護草」に収められた経緯も知り得ない。この点につき諸賢の御教示を賜われれば幸いである。
- (15) その他の事例として寛政二年に外国騒動を記した書物の写しを留守居廻状に添えて廻達したというものもある（史林別稿参照）。
- (16) 「御触書寛保集成」二八四一、二八四二、一一一八号等。また註(2)「新役龍の庖丁」参照。
- (17) この点は史林別稿第三章を参照されたい。
- (18) 「奉行所吟味願い」については平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」(創文社、昭和三五年)第一章参照。
- (19) 宇和嶋伊達家文書「御留守居申合、公辺被 仰出其外書抜」(伊達文化保存会蔵)
- (20) 序章註(8)にある「九家組合」であろう。
- (21) 「御触書天保集成」五一三九号
- (22) 松代真田宝物館蔵、真用家文書「御留守居方日記」弘化元年十一月十四日条
- (23) 「弘化二年武鑑」
- (24) なお真田家文書「御留守居方日記」弘化二年二月十八日条には真田家留守居藤田繁之丞の「当御役成、初而之懇席振舞、類役衆左之通入来」として榭原・桑名松平・戸田・大久保・忍松平・奥平そして小笠原(豊前小倉一五万石・柳沢(大和郡山一五万二八八石)・酒井(出

羽庄内一四万石)の諸家留守居が集まっている。ここに見える一〇家は総て帝鑑間席の大名家で、石高も一〇万石級で文字通り、同格、性を得ている。この一〇家の留守居によるものがこのグループの厳密な意味での留守居組合であったものと思われる。これを「事例4」の廻達グループと比較した時、本多・堀田の二家のみ著しく石高の小さいことに気づく。また先述の真田家藤田の役成の懇席にも顔を見せていない。ここからしてこの両家は留守居組合の眞の成員ではなく、廻状通達の便宜のみを得る「廻状之列」として右の組合に関与する存在であったと思われる。他方、小笠原ら三家が右廻状に見えていない理由は定かでないが、廻達の便宜から同文の廻状を別に発したものであろうか。

- (25) 「会津藩家世実紀」享保六年四月朔日条
- (26) 大目付廻状による「触」の伝達形式は元禄頃より見える。藤井讓治「幕藩制前期の幕令」(日本史研究一七〇号)参照。次に大目付廻状の一例を掲げる(国立史料館蔵、真田家文書「公儀被仰出御触書留帳」文化九年十月十一日条)
- 大目付様御廻状写
土井大炊頭殿御書付写老通相達候間、被得其意、無遅滞順達、留伊藤河内守方江可被相返候、以上
十月十日
大目付
松平豊後守殿

松平陸奥守殿
伊達遠江守殿
有馬玄蕃頭殿
真田弾正忠殿
毛利甲斐守殿
土岐山城守殿
秋月佐渡守殿
大田原山城守殿
保科下総守殿
久留嶋伊予守殿
織田左衛門佐殿

右留守居

大目付江

冬春之内は火之元等之ため火附盜賊改組之もの繁々相廻怪
敷者見請候は武士屋敷江も附入候而召捕候様申渡候間、武
家・町方共弥入念可申付候（中略）
右之趣、向々江寄々可有通達候事

右の史料のうち「大目付江」と記された箇所以後が本来
の幕府の触書であり、「御触書天保集成」六四九八号に
収められたものと同文の、火付・盜賊の武家屋敷内での

二、留守居書状

諸家留守居の間では廻状の他に二家の留守居が書状の授受をなすことも行われ、これによってまた各種の情報が交

大名留守居組合における互通文書の諸類型（笠五）

捕縛に関する幕令である。さて右の触書の通達手続きは、老中土井利厚が触書を大目付伊藤忠移に渡し、伊藤は廻達の便に従って区分けされた大名家群ごとに（その留守居を宛所にして）右触書の写しを添えた廻状を発する。廻状を伝達された各家の留守居はその大名の名の下に承付を記し（通常は「奉」の一字を記す）順達していくのである。

(27) この二家留守居の選任は年番の場合と、触の交付時に偶々江戸城中に居合わせた任意の者である場合と両様あったようである。しかしこの点について一般的な言明をなすのは今のところ困難である。

(28) 国立史料館蔵、真田家文書「公儀被仰出御触書留帳」文化九年三月三日条

(29) 日本歴史学会編「演習古文書選・近世編」（吉川弘文館・昭和四六年）二三号に「諸藩留守居組合廻状」の文書名を付しているのは妥当ではない。本文書には老中大目付より触が伝達された旨の遵行文言を有するので「同席触」と名づくべきものである。

(30) 註(22)に同じ。

換されていた。そしてこの留守居書状についても、その伝達内容や通達手続きに基づいて幾つかの類型に区分される。

(II) 本来の留守居書状

これは留守居の職務の本性やその行動形態から直接に発するものであり、二家の留守居の間で先例・旧格の問合わせや回答をなしたり、また特定の事柄への対応を巡って当該大名家がどのような念を有しているのかを問合わせたり回答をなしたりするのに用いられるものである。この種の情報交換は一般的には組合の寄合の席か、或は両家の留守居の面談の場で行われるものなのであるが、それが書面を以ってなされるというケースである。このような留守居書状の幾つかの事例を見ていこう。

〔事例6〕 寛文元年 留守居書状写⁽¹⁾

これは阿波蜂須賀家文書「御旧記書抜」の寛政元年二月条所載のもので丹後宮津の京極家に生じていた所謂、京極騒動に関する記事である。

〔京極高圓〕

〔京極高広〕

一、京極丹後守殿、御同安知齋殿間柄悪敷御座候而御老中迄、御父子御訴訟御座候由及承候得共、定而可為御隠密候間、留守居とも方江参、相尋候儀も如何ニ奉存候、先切紙を以尋遣候処、返書左之通ニ御座候、右ニ付丹後守殿御発足之儀も未相分旨ニ御座候

猪子 喜之助様

関 助太夫

寺西八郎右衛門様

佐久間貞右衛門

先刻は預御手紙候得共、兩人共ニ不叶隙入御座候故、不能即報候、然は安智与丹後守間之儀取沙汰有之由被聞

召、様子御尋被成、御国ニも被仰上度之旨御尤ニ奉存候、去年松伊豆守様御上京之砌、安智も上京仕、丹後守儀〔老中、松平信綱〕
ヲ伊豆様ニ色々悪敷様ニ申候由、丹後守被承迷惑被仕候段、御老中様ニ被申入候、定而其儀ヲ何角取沙汰有御座
物与存候、兼々御存之通、安智無躰成儀斗を被申、丹後守は不及申、家中之者迄も迷惑仕事ニ御座候、別而相替
儀は無御座候間、可被御心安候、若シ替儀も御座候へ、各様ニは御知せも可申候間、左様ニ御心得可被成候、右
之通ニ御座候間、此方ニ不及御出候、以上

二月廿三日

京極家の内紛を聞き及んだ蜂須賀家留守居の猪子・寺西の兩名は京極家留守居に「切紙」を以って事情を問合わせ
たこと、そしてこれに対して後者よりの返書があったこと、その内容は事態の経緯を説明し安智齋の無道ぶりを非難
のち、兩人の来訪されるに及ばないこと、変事の発生した際には京極家側より報知する旨を約束したものであったこ
と、これらが右の記事の概要である。京極家留守居よりの書状の写しを含む右の記事の全体は、その文言よりして猪
子・寺西が蜂須賀家の執政方へ進達した報告文であると推定される。

さて右に収録された京極家留守居よりの書状は写しであるとはいえ、近世初期の留守居書状の完型を伝えるものと
して貴重である。様式面から言うならば第一に、蜂須賀家留守居よりの「切紙」による問合わせに対する返書である
から、この書状もまた切紙様式であると考えられる。第二に差出・宛所が本文の前に記されているのはこれが書状の
端裏に書かれていたことを示すものであろう。所謂「裏端書」の差出・宛所記載様式であったと推定される。第三に
書状の書止め文言は「以上」であり礼語を用いない略式書状である。これらの諸点は後述する「奉札型の留守居書
状」の中にも主要に見られるところであり、留守居書状なるものの様式上の特徴を示すものと言ってよいであらう。

次に、先に見た如くかなり立ち入った情報内容の留守居書状を授受しあっている蜂須賀・京極両家の関係について

検討してみよう。当時の京極丹後守高国は宮津城主で七万八千石余を有する中規模の大名であるが、祖父高知が慶長六年にこの地に入部した際には丹後一国（一二万三千石余）を与えられていたのである。⁽³⁾その後兄弟分知によって減石した訳であるが、分知した田辺・峯山の京極家をも併せて見た場合には京極家は依然として丹後国一円を領有しており、それ故に京極丹後守家はこの当ても国持大名ないしこれに准ずるものとして扱われていたと思われる。⁽⁴⁾蜂須賀は阿波の国持大名であり、右の留守居書状はこのような国持大名としての階層の同一性による留守居同士の日常的交流（それはまた留守居組合成立の地平でもあるのだが）を基盤にして授受されていたのである。

蜂須賀家留守居はまた、同時期の伊達家の内紛に関して、筑後柳川の立花忠茂が伊達家の後見人となっていたことから、事情を問い合わすべく立花家留守居との間で書状の往復をなしている。⁽⁵⁾立花家もまた国持大名格である。

〔事例7〕 元禄九年 留守居書状写⁽⁶⁾

次の書状は元禄期のもので、差出者は芸州浅野家留守居、宛所は加賀前田家留守居（聞番）であり、これも留守居書状の一つである。

御手紙致拜見候、然は安芸守殿、今日被為召、赤坂屋敷為代地、^{〔青山秘成〕}青山伊賀守様御上屋敷拜領被致并添屋鋪於本庄被下之旨被 仰出候、所柄も能難有被存候義ニ御座候、以上

八月廿二日

明石吉大夫

松江藤大夫

落合武左衛門

中川安左衛門様

戸田清太 夫様

右書状は幕府より浅野家に対して屋敷替えの命のあった旨を報知したものである。書状冒頭に「御手紙致拝見候」とあるところから、これは前田家留守居側よりの問合わせに対する返書ということになる。前田家側よりの問合わせ内容はこの場合定かでないが、浅野家に屋敷拝領ある旨の情報の確認を行ったものか、或は単に浅野家に登城召しがあった事について幕命の如何を問合わせたのであろう。

前田家における留守居書状の使用例を今一つ見ておこう。⁽⁸⁾ 同年九月のこと伊豆・箱根両所権現の修復が老中大久保

忠朝に命ぜられた。この旨が「酒井隼人殿⁽⁹⁾番廻状」で前田家に報らされた。この件で大名諸家より大久保に対して挨拶方をなすべきか否かについて前田家留守居（聞番）の戸田清太夫らは諸家留守居へ書状を発して問合わせをなしている。そして執政方に次のように報告している。「仙台、伊達綱村、広嶋、浅野綱長、富山、前田利之、松平、陸奥守殿・安芸守様、大藏、大輔様、聞番、手紙を以承合申候處、何方様ニも御勤無御座付、右御方々ニも御勤不被成候由、肥後、保科正信、安濃津、藤堂尚久、承合候處、右之様子未承候、被相勤候ハ、案内可仕由申越候」と。ここで前田家が留守居書状を以って問合わせている相手はみな国持大名家およびこれに准ずるものであり、この国持大名としての階層的同一性が右の留守居書状の背景にあることは勿論であるが、更に次の点も見逃すことは出来ない。即ち富山前田家は分家であるから当然として、浅野家は嫡子吉長が当時の前田綱紀の女婿であり、保科家は保科正之が綱紀の岳父という関係にある。このような近親関係も留守居書状授受の主要な基盤をなしていたのである。

〔事例 8〕 明和八年 留守居書状写⁽¹⁰⁾

次に掲げるのは秋田佐竹家文書「御留記」所載のもので近世中期における留守居書状の一例である。内容は大名の参勤出府が遅延した際の、幕府への届出規定に関するものである。

以手紙致啓上候、弥以御堅固ニ可被成御勤珍重奉存候、然は一昨日ハ御寄合席ニおいて緩々得貴意、大慶奉存候、

其節御尋被成候、參府延引仕候例、見合仕候處、明和四年大膳大夫相勤之節、病氣ニ罷在、延引被仕候處、前年澁州、勢劔川々御普請御手伝被相勤候處、參勤時節七月中与被仰出候處、參勤時節六月上旬国元発足可被仕候箱ニ候得共、持病之類氣眩暈ニ而旅行難相成、依之右之段為御届、同役吉田半兵衛儀、使者被申付、出府仕六月廿二日着府、使者相勤其後猶又忝人使者被指出候而、八月廿八日以使者、病氣少々快氣ニ付、当月中国元発足可仕候段、一応御届被仕候處、其後又々不相勝方ニ付、猶又參府延引仕候段、九月廿一日使者を以御届仕候所、其以後少々快く罷成候ニ付、九月九日押而発足被致候而、閏九月十一日着府被仕候處、御医師被遣候御沙汰ニハ無御座候、右之外此方ニ而參府延引之例無御座候、右一件ニ付猶又御問合候儀も御座候ハ、随分被仰下候様奉存候、右之為メ如此ニ御座候、以上

四月十一日

肇

丹下様

右は佐竹家留守居太田丹下よりの問合わせに対する長州毛利家留守居（公儀人）井上肇よりの返書である。文面にある通り本件についての先例照会は留守居組合の「寄合」⁽¹¹⁾の場で行われたが、これについての調査回答が後日に右の書面を以ってなされたものである。この件について太田丹下は富山前田家留守居よりも回答の書状を得ている。そして富山前田家の留守居はこの時期、右の組合の成員ではなかったので、問合わせは書状でもってなされている。⁽¹²⁾

右の書状については差出・宛所の記載が他のものに比して簡略であるという点が指摘できるであろう。これは富山前田家留守居より来つたものも差出「山田」、宛所「太田公」と同様であり、決して偶然ではない。これは報知の内容と書状の形式、従つてその書状の性格とが関連していることを示すものであろう。即ち「事例6・7」のもの、また後述の奉札型書状にあつては、留守居書状の報知内容が自家の大名自身の動静に関するものである。これに対して

〔事例8〕の書状は自家の事柄であるとはいえ一つの知識と化してしまった先例事実ないし作法規定である。この違いが書状の重みの差となつて表現されているように思われる。即ち留守居の連署形式は多かれ少なかれ当該大名家の大名家としての公式的な意思や見解を示すものであろうし、簡略な形式である〔事例8〕のものは留守居同士が個人的に情報・知識を交換する私書状の性格を備えるものであると捉えらるるであらう。

そして前者に見られる留守居書状の公式的な性格は次に述べる「奉札型の留守居書状」へと定型化されていくのである。

② 奉札型の留守居書状

近世中期以降になると前節に見たものと用途を異にし、様式的にも顕著な特性を有する留守居書状が現われてくる。この型の書状の特性の第一はその通達の自発性にある。即ち他家よりの問合わせに対する返状として発するのでなく、各大名家に発生する吉凶や役儀に関する事柄などを、その懇意の大名家に対して自発的に報知していく挨拶状の性格を有するものである。従つてこの型の書状による通達は「為御知事」と呼ばれているのである。特性の第二はこの型の書状は留守居の「奉札」⁽¹⁴⁾として作成授受されるということである。留守居はその職務の本性よりして例格や一般情報の収集を自己自身の判断で行ないるのであり、そしてその目的の遂行のために他家留守居との間で諸種の互通文書を作成授受することを専管する。しかし右の型の書状の通達に際しては、留守居はあくまで当該大名家の大名の侍臣たる立場を明確にしてこれに関与する。即ちこの型の書状では、留守居が主人たる大名の意命を奉じて当該書状を通達する旨の奉命文言を明瞭に備えることが様式上の特徴となるのである。従つてこの型の留守居書状は「奉札型の留守居書状」と呼ぶのが妥当である。

この型の留守居書状の実物は幕末期のもの四〇〇点余が国立史料館蔵真田家文書の中に伝存している。次に慶応二年のものより一例を掲げ、同年五月中に諸家より真田家にもたらされたものの概要を表示する。なお真田家は信州松

〔事例9〕 慶応二年 留守居書状

表2 留守居書状 (慶応2年5月)

日付	報知大名家 (藩名・家名)	差出者	報知内容	宛所
二日	福島板倉	留守居	板倉家、家督相続統許可ありし旨	真田家 留守居
三日	沼田土岐	用人	酒井飛彈守女、縁組不調となりし旨	用人
四日	譜西林	(不詳)	肥後守、禁門の変の折の指揮行届たるにより時服拝領の旨〔奉廻状〕	用人
五日	高松松平	用人	端午の祝詞	用人
六日	岡中川	留守居	修理大夫女と広橋大納言嫡男との縁組の件ニ付、相談申入	留守居
七日	一ノ関田村	留守居	田村家、常磐橋御門番命ぜられし旨	留守居
八日	広瀬松平	留守居	佐渡守、神田橋御門番命ぜられし旨	留守居
九日	西尾松平	用人	主水正、病氣ニ付社奉行の御役御免願い出し旨	留守居
一〇日	小幡松平	留守居	御預人毛利淡路家来差送りしニ付、本日より表支関にて諸家来客方引請に相成りし旨	留守居
一三日	忍松平	用人	加賀守、本日、宰相拜任を命ぜられし旨	用人
一四日	松山板倉	留守居	毛利家裁判ニ付御預りの毛利淡路家来、幕命により芸州表へ一昨日品川より出帆差送りし旨	留守居
	松山酒井	留守居	同氏織部正奥方、危篤の旨	留守居
	犬山成瀬	留守居	真田家信州の内て八千石加増の件への祝詞	留守居
			紀伊守、親類死去ニ付服忌の旨	留守居
			隼人正、親類死去ニ付服忌の旨	留守居

備考：国立史料館蔵、真田家文書に拠る。

日付	姓名	役職	事由	備考
一五日	西尾松平	用人	主水正、病氣ニ付奏者番・寺社奉行免ぜられし旨	留守居
一八日	福岡板倉	留守居	板倉家督相続の登城御礼、首尾よく済みたる旨	"
一九日	盛岡南部	"	美濃守女、此度出府し麻布下屋敷へ入りし旨	"
二〇日	新庄戸沢	"	戸沢家、將軍征長進発中の留守居警衛を命ぜられし旨	"
二〇日	浜松井上	側用人	井上家、常磐橋御門内拝領屋敷へ移るべき旨	用人
二六日	大垣戸田	留守居	戸田家、当七月より京都警衛命ぜられし旨	留守居
二六日	高松松平	用人	澁岐守御用ニ付明日登城を命ぜられし旨	用人
二七日	小城鍋嶋	留守居	欽八郎親類死去ニ付服忌の旨	留守居
二七日	西尾松平	留守居	西九大手御門番を命ぜられし旨	"
二七日	広瀬松平	"	佐渡守、願いの通り再縁組許可されし旨	"
二七日	鹿島鍋嶋	"	備中守、親類死去ニ付服忌の旨	"
二七日	宇和嶋伊達	用人	遠江守、親類死去ニ付服忌の旨	用人
二七日	佐倉堀田	留守居	相模守妹、松平能登守への縁組許可されし旨	留守居
二七日	吉田松平	"	刑部大輔養方大叔母、松平佐渡守との再縁の儀、許可ありし旨	"
二七日	長岡牧野	"	備前守、今日西九大手御門番免ぜられし旨	"
二七日	高松松平	用人	澁岐守養妹、縁組のこと幕府より許可ありし旨	用人
二七日	龜山松平	用人	幕府より大手御門番を命ぜられし旨	"
二七日	浜松井上	側用人	真田家、無事京着の件への祝詞	"
二七日	高須松平	留守居	松平家、法事執行方	留守居
二七日	島原松平	中老	松平家、法事執行方	用人
二七日	高崎松平	留守居	松平家、法事執行方〔奉廻状〕	"
二七日	小浜酒井	留守居	遠嶋申し渡されし水戸天狗党の者、慎しみ方宜しきにより酒井家預りとなりし旨	留守居
二七日	飯田堀	(不詳)	石見守、大坂表警衛命ぜられしニ付当地発足の旨	"
二七日	安中板倉	留守居	板倉家、法事執行方	"

大名留守居組合における互通文書の諸類型（第六）

日付	報知大名家 (薄名・家名)	差出者	報知内容	宛所
	忍松平 鳥取池田 桑名松平 (不詳)	留守居 家老 (不詳)	同氏織部正奥方葬儀執行方 因幡守、国元姜腹の男、此度奥方の養嫡子となすべき件、幕府より許可ありし旨 越中守、京地の八幡・山崎閨門の築造の功を賞せられ時服を賜いし旨 真田保曆家督祝儀への答礼として干鯛進献の旨	留守居 家老 用人

〔真端書〕

真田信濃守様ニ而

北沢幟之助様

【追筆】

〔酒井忠氏〕
「酒井若狭守様之」

成田作右衛門

三井宇右衛門

〔老中、稻葉正邦〕

以手紙致啓上候、然は去ル十五日於大坂表御用番稻葉美濃守様御重役之者御呼出ニ而當時敦賀表ニ罷在候水戸様元御家来、兼而遠嶋被 仰渡置候処、慎方格別宜敷趣相聞候ニ付、出格之訳を以遠嶋御差免被仰渡、当分之内若狭守様ニ御預被 仰付候旨、御書付を以被仰渡候、右為御知被仰進度、此段各様迄宜得御意旨被仰付、如斯御座候、以上

五月

右は酒井家(若狭小浜一〇万二五五八石、帝鑑間)留守居より真田家留守居に宛てたもので、報知の内容は先に敦

賀表において遠嶋を申し渡されていた水戸天狗党の者を釈し酒井家の御預に変更する幕命のあった旨である。

表2によってこの留守居書状を報知内容の面から検討してみるならば、この時期が第二次長州戦争の直前にあたっており、そのような時代的特殊性を強く映している反面、それと直接には関わりのない留守居書状の一般的な性格も表わしているようである。その報知内容を、概括するならば冠婚葬祭・服忌・家督・官位叙任・役成・賞罰・領知加増・登城召・勤役・参勤就封・屋敷替・屋敷玄関来客応接方などを挙げる事が出来るであろう。その他五節句の祝詞、また特殊なものとして婚姻（或は急養子）についての相談方申入といったものもある。吉凶・幕命を中心にして大名家に発生する事項の巨細・多岐に亘っている。

次にこの留守居書状を様式面から検討してみよう。真田家文書中に伝存する他家よりたらされた留守居書状は定型化された様式性を有しており、その特徴は左に列挙する通りである。

- 1、史料の形状は切紙ないし切統紙で、料紙は一般に粗末なもので特に宿紙が用いられる。
- 2、差出・宛所は文結ではなく、端裏に記載する「裏端書」の形を採る。
- 3、封式としては糊封が用いられるが、封紙を略し書状の袖の上半分を用いて糊付けをなす形式である。
- 4、書面は通常「以手紙致啓上候」を書出しとして本文へと続き、止め文言は「以上」として礼語を用いない。
- 5、文中に主人たる大名の意を奉じた旨の奉命文言を有する。「事例9」では「宜得御意旨被仰付」がそれである。
- 6、本型の留守居書状では事実上、宛所の留守居もまた相手方大名の執次者として指定されている。従ってこの書状は「奉札」であると同時に「披露状」の性格をも兼有している。形式的に見た場合、「各様迄」云々がこれを示していると言えるであろう。

7、本型の書状の通達は留守居の専管事項ではなく、その大名間に深い由縁関係のあるものについては特に「用人」

(更には「年寄」がこれに関かっている。
 8、報知の形式として、自家に発生した事柄そのものを報ずるのではなく、右の事柄を幕府に届出た旨を報ずるとい
 う間接的形式が多く見られる。

以上が真田家文書の内に見られる奉札型の留守居書状の内容上・様式上の共通する特徴である。これを一つの基準
 として以下の考察を進めていこう。

この奉札型の留守居書状と関係のあるものとして、盛岡の南部家文書の中に『御内勤留』『御在府御留』『御内勤雜
 書』等の雑多な表題を有する一連の留書がある。⁽¹⁶⁾ 記載内容から見てこれらは同一の史料類型性を有していると判断で
 きるので、便宜的にこれらの留書に『御在府御内勤留』という統一的名称を付与しておこう。さて、この留書は南部
 家(奥州盛岡一〇万石、柳間)と大名諸家との江戸における交際方を記録したものであり、その中に南部家留守居
 と他家留守居との間で(又は用人間、年寄間で)授受された書状の摘要が収められている。次にその記載事例を示
 し、天明六年九月分の他家より来ったものを表3に掲げよう。

〔事例10〕 天明六年 留守居書状留書⁽¹⁷⁾

日付	報知内容	返書差出者
一日	持病にて参府延引せしところ、今日着府の旨	南部家
二日	病氣に付滞府養生の件、幕府より許可ありし旨	留守居
三日	表門修復中に付御客取次は裏玄関にてなす旨 病氣に付滞府養生の件、幕府より許可ありし旨	" " "

(天明6年9月)

報知大名家
(藩名・家名)

※結城水野
 ※姫路酒井
 ※加賀前田
 ※棚倉小笠原

南部家
 留守居

表 3 留守居書状留書

日	留守居	留書
四日	△麻田青木	將軍家に対し家督御礼済ませし旨
五日	※(内証分) 浅野	湯治出立延引の旨
六日	浜松井上	井上家法事執行方
七日	※村上内藤	親類死去ニ付服忌の旨
	△新見閑	病氣ニ付藩府養生の件、幕府よりの許可ありし旨
	△秋月黒田	黒田家法事執行方
	※結城水野	日向守病氣ニ付參勤御礼献上物は使者を以てなせし旨
八日	△久居藤堂	藤堂家法事執行方
	高須松平	弟富之丞死去ニ付服忌の旨
一日	△七日市前田	大和守病氣重体の旨
二日	△佐土原嶋津	無事帰邑せしニ付幕府へ御礼使者派遣の件
三日	※白河松平	関東出水ニ付上州通にて帰邑の件、幕府より許可ありし旨
六日	△出石仙石	在所但馬出石、風水害ニ付幕府へ届出し旨
	※高槻永井	無事帰邑せしニ付幕府へ御礼使者派遣の件
	※田辺牧野	同 右
七日	△亀田岩城	幕府より駿府加番命ぜられし旨
	※丸岡有馬	無事帰邑せしニ付幕府へ御礼使者派遣の件
八日	△赤穂森	病氣滞府せし処、此節快方ニ付当地発足すべき旨
	※村上内藤	親類死去ニ付服忌の旨
九日	△七日市前田	大和守重体ニ付、同姓大聖寺前田家より急養子をなすべき願書を幕府に提出せし旨
	△苗木遠山	大坂加番交代相済、着府せし旨
二〇日	※加賀前田	三戸主計病死の件ニ付、南部家へ悔申來
	中津奥平	幕府より遣領安堵されし旨
	※阿波蜂須賀	蜂須賀氏奥方病死并服忌の旨
二一日	浜松井上	親類死去ニ付服忌の旨

大名留守居組合における互通文書の諸類型(笠谷)

備考：「御在府御内勤留」(南部家文書)に拠る。
 ※印は南部家の近親大名家 △印は柳間席大名家

御損毛高四万九千四百四拾八石余、右之外破損所、潰家、怪我人等も御座候段、御用番様江御届被仰上候由、為御知申來、右御見廻、翌日御留守居。

これは備前池田家より南部家に來った書状の内容を摘記したもので、池田家の領分備前・備中内で洪水損毛高四万石余が発生したことを幕府に居出た旨を報知したものである。

尚、この留書の記載様式からして、使者を以って報知のあった場合にはその旨が明記されるので、「申來」とある場合には書面による報知であると判断される。

この『御在府御内勤留』に記されたものを先の真田家文書の留守居書状と比べた時、次のような点にその同一性を認めることが出来る。第一に吉凶・家督・役儀から始めて屋敷玄關での来訪者の応接方に至るまでの報知内容の類似性。第二に自家に発生した事柄を巨細となく「為御知事」として報知していく自発的で日常的な性格。第三に服忌・家督・領内損毛高などの報知に際して、直接的にはなく、右の事柄を幕府に届出た旨を伝えるという間接的報知の形式、等々である。確に『御府御内勤留』の記載のあり方からして書状の差出者は「——様來」とあつて留守居であるとは明記されていないが、当該書状に対する返書が南部家の留守居の手でなされていること、及び南部家側より同種書状を他家に差出すに際して「御留守居以奉札申遣之」⁽¹⁸⁾とあるところからして右の来状が諸家留守居によって差出されたものと考えて差支えないであらう。⁽¹⁹⁾

奉札型の留守居書状の存在を遡及的に探っていくと、宇和嶋伊達家の正徳年間の『江戸日記』の内にこの型の書状を幾つか見ることが出来る。

〔事例11〕 正徳三年 留守居書状写⁽²⁰⁾

〔井伊直該〕

一、掃部頭様來左之通

以手紙致啓上候、然ハ淡路守殿息女〔蜂須賀綱矩〕井伊直惟〔井伊直惟〕備中守〔井伊直惟〕結納之祝儀、明後廿三日差越被申候、右之趣各迄為御知申入候様ニ

と被申付、如此御座候、已上

〔正徳三年〕
四月廿一日

小泉 弥一郎

落合勘左衛門

上月新五兵衛様

岡部五右衛門様

三原友左衛門様

右は井伊家嫡子直惟より蜂須賀家息女へ結納の祝儀をなす旨を井伊家より宇和嶋伊達家へ報知したものである。差出者の落合・小泉は井伊家留守居（御城附）、宛所の上月以下は伊達家留守居である。右書状については第一に婚姻事という報知内容の性格、第二に「為御知事」としての書状というその機能性、第三に「被申付」という奉命文言の明記、これらの点において奉札型の留守居書状と認定しうるものである。

また蜂須賀家文書『御旧記書抜』の内にも次のような記述を見出す。正徳五年十一月のこととして、蜂須賀家が翌年三月の参府を幕府より命ぜられた旨を諸家に報知して、「一、右為御知、〔彦根、井伊直惟〕掃部頭様・因幡守様。〔因州、池田吉泰〕松平右衛門督様〔御留守居通達ニ而被〕仰知候」と、同じく享保十九年四月には蜂須賀家が浅草御蔵の火の番を免除された旨を諸家に報知した件について「為御知、御詰役御留守居〔御留守居〕奉札」と記されている。これらの記述よりして、そこで用いられているものが本節に述べた奉札型の留守居書状であると判断して差支えないであらう。

以上に見て来た如く、大名諸家の巨細に亘る出来事を「為御知事」として自発的に報知しあうものとしての奉札型の留守居書状は、現在確認できた範囲でも正徳期以降幕末に至る迄、広汎に存在していたものであることを知るの

ある。もとよりこれら書状が外的形状の細部に亘ってまで一致していると見ることは出来ないであらう。真田家文書中に伝存するものと、「事例11」に掲げたものとは差出・宛所記載位置が異なることを知るからである。これらの差異については時代の変化や各大家家の固有の慣習などを考慮せねばならないものであらう。⁽²³⁾

奉札型の留守居書状について今一つ検討しておかねばならないことはその通達の範囲の問題である。この型の書状にあっては他家よりの問合わせに対してなすものではなく、自発的に諸方に通達していくものであるからして、予め定められた通達の範囲があったものと考えざるを得ないのである。これについて本型の書状の存在とその通達の慣行が充分に確立していたと思われる時期のもの、「事例10」の南部家の場合について見てみよう。

表3において南部家に対して報知をなしてきた大家家の数は延べにして五〇家である。表において報知大家家に※印を付したものは南部家において「御親類御縁者様方」として捉えられていたもので、南部家の近親大家家である。⁽²⁴⁾これが二六家(五二パーセント)ある。次に南部家と同じ殿席たる柳間席大名には△印を付した。これは一五家(三〇パーセント)である。この近親大名家と同席大名家を合わせた全体の比率は八割強(八二パーセント)となる。この数字は奉札型留守居書状の通達範囲を規定する原則が右の近親関係と同席関係にあることを示すものであると考えてよいであらう。

「事例11」の井伊家書状の場合について見るに、井伊家と宇和嶋伊達家とは、伊井直政女が伊達宗秀室となつてい⁽²⁵⁾ることから右の原則を満たしている。蜂須賀家が「御留守居通達」をした井伊・因州池田の場合もやはり蜂須賀家と近親関係のあることが知られ、⁽²⁶⁾やはり右の原則に適ったものであることを証している。但し「事例9」の真田家の場合については右の法則を言うのは殆んど無意味のようである。幕末の個別的で特殊な事情の下に本型の書状があまりに頻繁に授受されることによって右の原則の存在の明瞭さは失われてしまっている。

(3) 奉 廻 状

奉札型の留守居書状の派生形として「奉廻状」と呼ばれる史料類型が存在する。即ちある大名家では自家に発生した事柄を、複数の大名家に向けて奉札型の留守居書状によってそれぞれ通達する訳であるが、これを一通づつの書状を以てせずに廻状の形式にして一括に通達する簡略な形式も採られた。そしてこれは「奉廻状」と呼ばれた。幕末の真田家文書のものより一例を掲げる。

〔事例12〕 慶応二年 奉廻状写⁽²⁷⁾

(端裏書)

〔上州高崎、松平輝照〕
松平右京亮様衆々之

奉廻状写

以廻状致啓上候、然は来ル八月十四日文孝院様二十七回御忌御相当之処、御取越、来ル十六日夕〆十七日朝迄、六月十八日興禅院様七回御忌御相当之処、十七日夕〆十八日朝迄、野火止於平林寺御法事被成御執行候、右為御知、各様迄宜得御意旨、右京亮様被、仰付候条、如斯御座候、以上

五月

松平右京亮様御内

豊嶋源太左衛門

深井虎之助

右は上州高崎の松平家（八万二千石、雁間）より自家の法事の執行方を報知してきたものである。写しであるため

宛所の大名家は真田家以外は明らかでない。差出は深井が松平家の用人、豊嶋が留守居(28)でこの両者の連名になっている。これは先述の如く大名間の由縁関係によって通達差出者が用人・留守居と区別されるのであり、右廻状は両者の連署とすることにより、いづれの名名家に対しても妥当するように配慮したのであろう。

さて奉廻状は留守居を差出者とする廻状の形式を採るものであるから、前章に見た留守居廻状と紛れ易いものであるが、次の点で後者とは区別された。第一に様式上の特徴は奉札型書状のそれと全く同一である。特に奉命文言の明示、披露状としての性格はこの廻状に特有のものである。第二に報知内容の面でも奉札型の留守居書状と同じ種類のものが扱われている。第三にこの型の廻状には特に「奉廻状」という呼称が与えられていた。この場合の「奉」の字の意味はそれが通常の留守居廻状とは別ものであることを示すものであると同時に、それが「奉札」の派生形であることを明示したものであると考えられる。以上の諸点によって奉廻状は留守居間の互通文書の中でこれまた独自の位置を占めるものであったと言えるのである。

奉廻状は史料類型上の連関の観点から見た場合、確に奉札型の留守居書状の存在を前提にし、これから派生した簡略形として捉えることが出来る。しかしながら歴史的事実の問題としては奉廻状は決して奉札型留守居書状に遅れて出現するのではなく、後者と同時に歴史に登場しているのである。

〔事例13〕 正徳三年 奉廻状写

〔毛利吉元〕
一、松平民部大夫様衆々廻状写

〔老中、秋元喬知〕
以廻状致啓達候、然は民部大夫参府ニ付、只今為上使秋元但馬守様御出被成候、此段各様迄、拙者々為御知可仕由被申付、如此御座候、已上

四月七日

右は長州毛利家より来った廻状の写しである。参勤着府した毛利吉元に対し、幕府より上使として老中秋元喬知が訪れた旨を報知している。右廻状は写しであるために差出者を確認しえないが、報知内容の種類、奉命文言の存在、披露状としての性格など、本節に言う奉廻状との類型上の同一性を得ているのである。従って奉廻状は歴史的な発生時点の問題として見た場合には、奉札型の留守居書状とそれは同時であったと指摘できるのである。

そこで両者の関係が問題となるのであり、時代的な意味での移行・発展関係に整序されないとすると、両者の使い分けの基準をどこに求めるべきであるかが検討課題となる。しかしこれには奉廻状の事例が僅少であるために確定的なことは現在のところ言えない。事実の指摘だけを行っておくならば、幕末の真田家文書について見れば、表2に示した如く奉廻状の形で真田家に来ったものはこの慶応二年五月分については僅に二通である。この段階においてはかなり稀な存在態になっていたと見做してよいであろう。

註

- (1) 国立史料館蔵、蜂須賀家文書「御旧記書抜」第三冊、寛文元年二月二十九日条
- (2) 中村直勝「日本古文書学」(角川書店、昭和五二年)下巻、二〇八頁など
- (3) 「寛政重修諸家譜」第七輯一七五頁
- (4) 明暦二年、丹後田辺に分知されていた京極飛彈守高直が田辺城を築きたい旨を幕府に申請したのに対し、京極安智斎は「台徳院様御代ニ一國一城之御定、其上丹後一國之儀ハ安智斎老御支配之趣ニ被為 仰付、其上飛彈守殿儀、安智斎老之御旗下之管ニ候」との故を以って幕府に城普請の指止めを申し入れ、田辺城を破却している
- (5) 「御旧記書板」明暦二年八月十一日・同九月十日条。
- (6) 金沢市立図書館、加越能文庫蔵「江戸表開合書類」第三冊、元禄九年十五日条
- (7) 「元禄九年太平武鑑」
- (8) 註(6)に同じ。
- (9) 安房勝山一万三千石、酒井忠純。大廊下席の前田家は正規の留守居組合を有しなかったため、この種の外部の留守居廻状に依存していたと思われる。
- (10) 秋田県立図書館、佐竹文庫蔵「御留記」第三冊「一、御並方様御参府時節御延引之例」「松平大膳大夫様御留

守居井上肇が太田丹下へ手紙」との注記を有する。

- (11) 大広間席留守居組合の「寄合」であろう。序章註(8)参照。そこに見える八家組合・九家組合の総て一七家は安永四年以前は一つの留守居組合を構成していた。

(12) 註(10)に同じ。

- (13) 「為御知」の用語はこの型の書状の殆んどに明示される。更にこの通達を「為御知事」と称することは史料館蔵真田家文書三七九・四五六号の書状に見える。

- (14) 「奉札」の呼称は後掲事例真田家文書・南部家文書・蜂須賀家文書の中に見える。

(15) 「慶応二年武鑑」

- (16) 盛岡市公民館蔵、南部家文書、本留書は寛延一寛政年間のもの七冊が伝存する。

(17) 「御内勤留」天明六年閏十月朔日条

(18) 「御内勤留」天明六年九月二十四日条

- (19) 表3において南部家側よりの返書差出者の項目に「用人」「年寄」と記した大名家(永井・牧野・榊原・黒田家)は南部家と直接の婚姻関係にあるものであり、「寛政重修諸家譜」第四輯一〇九一―一一頁)、南部家より発する同種の奉札でも差出者が各々「用人」「年寄」となっている。従ってこれら以外のものについては留守居

間で書状の作成・授受がなされていたものと思われる。尚この点、史林別稿参照。

- (20) 宇和嶋伊達家文書、稿本「桜田親昌江戸日記」正徳三年四月二十一日条

(21) 「正徳三年武鑑」

- (22) 「御詰役御留守居」は「御詰役」と「御留守居」か「詰役の御留守居」の意であるか定かでない。後者とすれば大名に近侍する留守居ということであろうか。

- (23) とは言え本稿三五頁に纏めた点は、その外的形状が「事例6」の寛文元年のもの多く合致しているところから、留守居書状の通時的な普遍性をかなり得ているのではないかと思われる。

(24) 史林別稿参照

(25) 「寛政重修諸家譜」第二輯二九六頁。

- (26) 蜂須賀綱定女が井伊直惟の室となり、綱定の嫡子吉武の室が因州池田綱清の養女(右衛門督吉泰の義妹)である。「寛政重修諸家譜」第六輯二四六頁。

(27) 国立史料館蔵、真田家文書

(28) 「慶応二年武鑑」

(29) 註(20)に同じ、同書正徳三年四月七日条

三、問 合 書

留守居組合における互通文書の大別して第三の類型をなすのは「問合書」と名づくべきものである。問合書は留守居組合の先例索出機能に対応した史料類型であり、右の目的を簡便、迅速に遂行する機動性を備えたものである。次に問合書の事例を掲げて説明を行おう。

〔事例14〕 天保六年 問合書写⁽¹⁾

これは肥前鍋嶋家文書『従方々之問合事控』の内に留められたもので、^{(朱筆)〔富山、前田利幹〕}「松平淡路守殿より天保六未年」一、於国許、御隠居御願之節、若殿様、為御看病、御暇御願不被差出儀ニ付而」なる注記の下に記録された往復書面の留書である。

御先代 ^{〔鍋嶋齊直〕} 肥前守様於御国許、就御不例、御在国御養生追々御届之上、其後御国許^五御医師御招御願被為在、土岐

長元様御出之由相伺候、其砌 ^{〔鍋嶋直正〕} 若大守様御看病御願は御差出不被為在候由、右は其節之御用番様御勝手^五何そ一

応之被仰上も不被為在候哉、右之御廉御内々相同度奉存候、乍御面倒、御下紙ニ而御示教奉願候、以上

五月

付紙

御本文之趣承知仕候、去ル文政十二丑年七月六日御用番水野出羽守様^五先肥前守、就病氣、於国元隠居仕度旨之御

内慮願書差出候節、左之書面、私共自分書付差出候處、追而御付札有之候

肥前守儀、就病氣於国許隠居奉願度段、別紙御内慮奉伺候、右ニ付信濃守儀、為看病、御暇可奉願心得御座候

^{〔老中、水野忠成〕}

^{〔鍋嶋直正〕}

處、久々之儀ニハ候得共、元來持病之事ニ而全氣遣敷容体ニも無之候間、必御暇等不奉願様、重疊差留來候、依之御暇不奉願心得御座候、此段被御聞置可被下候、以上

御名内

七月六日

名

御付札

嫡子信濃守、看病御暇不相願候而も不苦候

右は大名が国元で病氣養生となった際に、江戸の嫡子は幕府に対して如何ように処置するべきかの件について、天保六年に富山前田家より鍋嶋家に対して先例を照会した問合書ならびに鍋嶋家側よりの回答の下札（付紙）文面の全体である。

往復書面共に差出・宛所が省略されていて不明なのであるが、回答下札（付紙）に引用された文政十二年の鍋嶋家より幕府に提出した届書の記載が右の点を解明する手懸りとなる。この届書の差出者は「御名内名」とあり、幕府に提出する届書の一般的様式からして、（この肩書の「御名内」は正文では「松平肥前守内」であり）、差出者の「名」は鍋嶋家留守居であると考えられる。そしてこの届書を説明して「左之書面、私共自分書付差出」とあるところよりして、右の回答下札（付紙）を認めたのが鍋嶋家留守居であると判断されるのである。⁽³⁾ 従ってまた問合書を差出した者も富山前田家の留守居であるとするのが自然であろう。ここで扱われている他家の先例の照会・索出という事柄が留守居の専管職掌に属するという点も右の推定を裏づけるものであろう。

右に掲げた応答の書面は一見したところ通常の書状と変わらないようであるが、問合事項についての回答を「御下紙ニ而御示教奉頼」と指定しているのであり、「下札」を以って回答を与えるところに史料類型としての独自性を有す

るものである。先例の照会をその目的とし、且つ下札による回答を前提にした右の如き形式の文書は「問合書」と名づくべきものである。⁽⁴⁾

この問合書は留守居間での書状往返を一つの文書中に簡略化して纏め上げてしまったものであり、これは前章〔事例8〕に見た本来の留守居書状の類型から発展し、これに代わったものと言ふことが出来るであらう。実際右〔事例14〕の書面文言には書状のその名残りを止めているのである。しかし後述事例に見ていく如く、問合書の文面は極度に簡略化されて問合事項のみが事務的に記されるに過ぎなくなり、留守居書状からの独自性を強めていくのである。⁽⁵⁾

次に具体的な事件についてこの問合書という史料類型がどのように使用されるものであるかを検討してみよう。安政五年五月のこと、水戸徳川家の使者が真田家の江戸屋敷に来った。使者は真田家に対して型通り用向きの口上を述べて帰ろうとしたが、この退出時の作法を巡って紛議を生じた。即ち水戸家使者の言うには、御三家の使者は来訪時には正門脇の潜り門より入るも、退出時には正門を開き、これより出づるのが例である。真田家が正門を開けぬのは無礼であるとのことである。真田家側は御三家使者と雖も潜り門より退出すべきが自家の例格であるとして譲らず結局、使者は口上の取り消しを宣告して引き上げてしまった。真田家は仲介者を通して水戸家との和解を計ったが、水戸家からは真田家に対して御三家使者の送迎作法についての明確な回答を出すべしとし、「尤御答次第ニ而 尾張殿、紀伊殿も被申合候事」と、やや威嚇的とも受けとれる申入をなしてきた。

これに対して真田家は自家の先例を確認する一方で、次のような問合書を他家に送付し、各大名家における御三家使者の送迎礼の旧格を照会した。これはまた問合書の原文書としても貴重である。

〔事例15〕 安政五年 問合書

(A)

〔端裏付箋〕
〔郡山様〕

一、御三家様が御使者入来之節、御開門御座候哉、出入共御門潜り通行ニ御座候哉、御振合相伺度候事

但、御門番人、面番所ニ居成之儘、辞儀仕候哉、又は下座台迄下り辞儀仕候哉、是又相伺候事

〔下札〕

〔下札〕

御三家様方御使者被参候節、表御門潜り被相通候得は其儘ニ而相通し、被帰候節は御取次之者、下座鋪迄相送り、大御門相開候事

但、突掛ケ潜り相通り候節ハ御門番之者、居成ニ而辞儀いたし、帰り之節ハ大御門相開候付、下座台に下り候事

附り、大御門に向ケ被参候節ハ、及開門、御門番之者、下座台に下り辞儀いたし候事

(B)

〔端裏付箋〕
〔高田様〕

一、御三家様が御使者入来之節、御開門御座候哉、出入共御門潜り通行ニ御座候哉、御振合相伺度候事

〔下札〕

但、御門番人、面番所居成之儘辞儀仕候哉、又は下座台へ下り辞儀仕候哉、是又相伺候事

〔下札〕

御三家様が御使者入来之節、此方様ニ而は先々が先格ニ而御開門無御座、出入共御門潜り通行ニ御座候、尤御門跡様も右同断ニ御座候事

但、御門番人面番所共、平日諸家様が之御使者之通り御取扱御座候事

ほぼ同文の問合書に対して下札をもって回答が寄せられている。問合書の端裏に(A)は「郡山様」(B)は「高田様」と記した付箋が添付されているところよりして、(A)は大和郡山の柳沢家、(B)は越後高田の榊原家に宛てた問合書であり、両家では回答の下札をつけて問合書ともども真田家に返進している訳である。同様の問合書并下札は庄内酒井・小倉小笠原・中津奥平・大垣戸田・小田原大久保の諸家のものが伝存している。問合書の料紙は薄手の美濃紙で、縦16センチ・横15センチ程の切紙である。回答下札も同じく美濃紙系の小紙片である。

真田家の役人は右史料について「御同席様御高井ニ而は如何之御取扱ニ相成居候哉、御留守居、問合候処、別紙六印七通一結下札之通、御取扱ニ相成居候」と説明しているのであり、右の問合書が真田家留守居の手で作成送付されたものであることを知る。回答を与えたものは柳沢家以下の留守居であると見てよいであろう。真田家を含めた八家は共に帝鑑間席大名であり、そしてこれら八家の留守居が留守居組合を構成していたことも別の史料から知られるのであり、右の問合書および回答下札が留守居組合の基盤の上で作成授受されていたものであることが確認される。

さて右の下札の回答に拠ると、御三家使者に対する退出作法は各家とも区々であり、柳沢家のように退出時には正門を開け門番下座でこれを見送るといふ厚礼を採る大名家もあったが、少なくとも榊原・戸田・小笠原の三家は真田家と同一の格法を採っているものと判断し、これに基づいて水戸家に対して返答をなしている。

問合書の事例を今一つ挙げておこう。これは『武営政緒録』⁽¹⁰⁾に収載されているもので差出者は遺憾ながら不明である。注記に「一、榊原式部大輔様ニ而從 公儀、御儉約向被仰出候節之一件問合之処、附札ニ而挨拶有之、左之通」とあり、某大名家より榊原家に問合わせたものである。

〔事例16〕 年不詳 問合書写

一、御儉約向被仰出候御書面之趣

附札

天明二寅年十月四日

領知所替以後、先領知_ル取納相減シ年来困窮ニ付、家筋被思召候ニ付、格別之以 御沙汰、拝借被仰付候、勝手向
取直候迄は五万石高之格合被成下候間、 公辺勤向を始、献上物其外共ニ右高准し可相勤、御用等被仰付候共右高
格好之御用可被仰付候、相応ニ勝手向、本高之勤相成候ハ、其節本高之勤可被仰付候

一、右被仰出候節は御用召ニ而御登 城被遊、被仰渡候御義ニ御座候哉、若亦御用番様御宅_ニ各様御呼出ニ而被仰渡候
哉

附札

天明二寅年十月四日

前日御連名以御奉書、被為 召、式部大輔病氣ニ付、為名代兵部大輔登 城致候処、於芙蓉之間、〔老中、田沼意次〕
〔老中格側用人、水野忠友〕 水野出羽守様御列座ニ而主殿頭様御書付被成御渡候

一、右被仰出候節、御礼御廻勤等ニ而も被遊候哉、亦は御使者を以被仰述候哉
附札

為御礼御老中様・御側御用人水野出羽守様・若御年寄中様不残致廻勤候

これは榊原家が財政逼迫のため、天明二年に幕府より、榊原家の勝手向取直しまでの間、公辺勤向などすべて五万
石の格式でなすべき命があった際の諸事項について問合わせたものである。問合書の差出者については不明である
が、これを収めた『武営政緒録』という書物がそもそも大名留守居の手によって作成された範例集であると推定さ
れるところからして、この問合書（及び回答附札）もまた留守居同士によって授受されたものと考えられるのであ
（註）

る。

問合書の事例については以上の如くである。⁽¹²⁾ この型の史料に共通に見られる特色は問合書・回答下札ともに差出宛所・(更らには月付までも)の記載を有さないということであり、授受關係を示す唯一のものは「事例15」に「郡山様」、「高田様」とある如き端裏の付箋のみである。この問合書には別に、これを送付する旨の添書状のあった形跡は見られない。若し書状を添えるのであれば抑も書状の中にこの問合事項を織り込めばよいのであるから添状は無かつたものと考えざるを得ない。従ってこの問合書という史料類型の授受手続きは、使いの者がこれを相手方の留守居の下へ持参し、口頭で伝達の次第を説明するようなものであったと推定されてくるのである。

こうして問合書は書状のもつ形式的繁雑さを一切除去し、事務的事項の処理のみを目的として極限まで純化された史料の類型である。それは留守居組合が果すべき先例照会・索出の機能の実現を目的として、且つこれを迅速・大量・広汎に処理していくという要請から生み出されていった純粹で実質的な史料類型であるということが出来る。

註

- (1) 佐賀県立図書館蔵、鍋嶋家文書
- (2) 大名在国時に嫡子が看病のためといえ帰国できないのは幕府の基本政策からして自明である。さりとて一通りの処置を施さなければ孝道に悖るといふ非難を受ける恐れがある、そのような微妙な問題である。
- (3) 文政十二(天保六年)の間を勤めた鍋嶋家留守居には羽室平左衛門・米倉権兵衛の二名がある。ここでは筆頭の羽室であろうか。
- (4) この類型の文書が用いられることに關して「従方々々問合」「御留守居々問合候処」「一節之一件問合之処」等々と「問合」という行為が一意的に対応している。よって本文書を「問合書」と名づける。
- (5) 国立史料館蔵、真田家文書「安政五年、御三家使者送迎礼紛議一件書付」
- (6) 同年五月、水戸家御城付書状(真田家宛申入)
- (7) 同年六月、真田家表御用人伺書(同家家老宛)
- (8) 第一章註(24)参照。なお桑名・忍の両松平家はこの安政五年時点で殿席が溜間となっていた(「安政五年武鑑」)ので、この問合わせの対象とならなかったであろう。

(9) 真田家より水戸家への返答文面は、「御家ニ而は御三家様御付々御家老は勿論、并之御家老ニ而も出入共御開門、其外御使者ハ出入共、潜々通行御仕来之御定ニ御座候」というものであり、家老使者以外の一般使者に関する限り真田家の従前の処置を貫く旨を述べている。

(10) 神宮文庫蔵、「武營政緒録」四

(11) 「武營政緒録」は大名諸家より幕府へ提出された各種の届書・伺書・願書類を、「儉約ニ付届書之事」「養子願書之事」「領分百姓騒動之事」以下四〇の項目に類別集成した編纂書である（収録された書付類の年代的下限は文化十一年であり、且つ文化十年前後にそれが集中している）ので本書の成立は文化十二、三年頃と推定されそうである。さて本書と留守居との関連であるが、先づ幕府に提出される伺書類は留守居が管掌するものであること、次に他家のこの種の伺書類を広く収集しうるのは留

結 語

留守居組合において作成授受される史料諸類型の幾つかについて見てきた。本稿では専ら事例の提示と各種史料の類型特質の析出に意を用いてきたが、課題として残されたものはこれら史料諸類型間の連関の把握についてである。この問題は二つから成り、一つは共時的な場における史料諸類型の機能分担のあり方についてであり、今一つは通時的な観点からする史料諸類型の発展・移行関係を探っていくことであろう。右の点を念頭におきつつ本稿で述べ

留守居であること、そして一六頁に述べた如く、幕府から附札を以って許可された他家の伺書類は「先例書」としての効力を有するものであり、この種の先例書を部類別して実務に供するように編集された本書は、先例調査者としての留守居の職能に合致したものであること。これに加えて本書の冒頭第一項に「諸家留守居役初発」の叙述がなされていること。これらの諸点が、本書の作成を留守居に求める理由である。

(12) この他に佐竹家文書「色々合冊、雑ノ部」(秋田県立図書館蔵)に、文化十二年に伊勢の藤堂家が御三家と路頭札節を巡って紛議を生じた際、藤堂家は留守居鈴木九左衛門の手でこの型の問合書を国持大名諸家に送付し、右事案についての先例・旧格の照会をなしている。史林別稿参照。なお右の史料は写しではあるが「問合書」の確認できた初例である。

たところを纏めておこう。

〔本来の留守居廻状〕 留守居組合の歴史と共にその存在は古く、留守居組合の活動を代表する史料類型である。それは留守居組合の必要とするあらゆる種類の情報を媒介伝達したが、各種史料類型が整備されていく後の時代においては語の厳密な意味での情報、即ち一般的な政治・社会情報を扱った。この廻状の通達手続きは任意的であり、右情報を入取した留守居が組合中の諸家留守居に自発的に廻達していくものであった。

〔規式通達の留守居廻状〕 対幕府関係で生じる規式関係事項を伝達内容とする留守居廻状であり、本来の留守居廻状の内から右事項を専門に扱うものとして分化独立していった史料類型であると思われる。この廻状の通達手続きは、組合中の年番留守居が本件関係の情報収集を専管し、自己の責任においてこの情報を組合中に廻達するというものである。そしてこの場合、当該規式に関する具体的な遂行方を指示していくこともこの型の留守居廻状の機能の一つである。またこの型の廻状は形式・内容の両面において、廻状形式の幕令である「同席触」に類似するものであったが両者はあくまで別個のものである。

〔奉廻状〕 これも留守居廻状の一類型である。これは奉札型の留守居書状といわば双生児の関係にあるもので、ある大名家が自家の動静を複数の他家へ報告するに際して、これを廻覧形式によって一括報知することを目的とした史料類型である。留守居廻状の中で機能分担の問題としてこの史料類型を捉えた場合、自家の動静を他に伝達する挨拶状の性格を示すものとして、事件情報の廻状とも規式通達のそれとも区別された独自性を有するものと言えるであろう。

〔本来の留守居書状〕 留守居の本来的な職能に基づいて作成授受される書状一般、即ち個別的な先例・旧格の照会や現在進行中の事柄を巡って特定の大名家が如何なる行動をとるものであるかを問い合わせるために用いられる書状

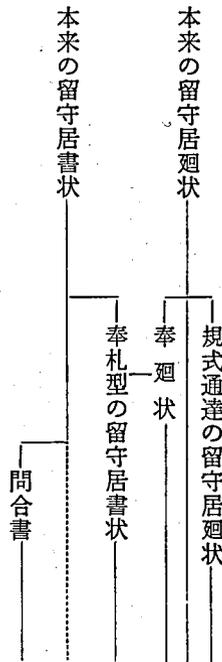
を言う。廻状が特定の情報の一方的・一括的伝達の機能に止まるのに対して、書状は照会機能と応答の個別性を独自のものとして有するのであり、従って留守居書状もまた留守居組合の歴史と共に古いと言うことが出来るであらう。そしてまた奉札型書状や問合書が出現しようとも書状による問合行為はやはり必要とされるものであらうから、その比重は低下していきつつもこの型の書状はどこまでも存続していくものであらう。

〔奉札型の留守居書状〕 現在確認されるところでは正徳・享保の頃より、機能性・様式性の両面において高度に整備され定型化された一群の留守居書状が登場してくる。この型の書状の特質の第一は特定の大名家が、自家に関して発生した事柄を「為御知事」として自発的に他家に報知していく機能性を有するところにある。この場合、書状の送付される範囲は近親大名家および同席大名家が原則的にそれにあたるものと思われる。本型の書状の今一つの特質は、これを様式的に見た場合に留守居の「奉札」として規定しうることである。同時に宛所に記された他家の留守居も、本書状の内容をその主人たる大名に披露すべき執次者として指定されている訳であり、この意味でそれは「披露状」としての性格も兼ね備えている。従って本型の留守居書状においては、授受関係の表面に現われる双方の留守居は様式的に捉える限り、双方の主人たる大名の意思を執り次ぐべき媒介項としてのみ存在している。さて正徳・享保期に比して本型書状の通達の頻度は時代を追うに従って明らかに増加の一途をたどっている。始め報知項目も少なく、通達範囲も限られていた本型の書状は時代の要請に合致したのであらうか、右の両面に亘って顕著な量的増大を示し、留守居書状の中心的存在へ成長していった観がある。

〔問合書〕 留守居組合の内部で先例・旧格の照会を目的として使用された、特異な形態を有する史料類型。ある大名家の留守居が切紙に質問事項のみを簡潔に記して他家の留守居の下に送付し、受け取った側が下札をこれに付して回答返進するという手続きをとるものである。問合書は本来の留守居書状から分化独立したもので、後者の有する先

例照会機能を簡潔な様式の内に取り扱ひ、事務的・迅速に問題を処理しうる機動性を獲得するに至った史料類型である。その出現は前章註(12)に述べた通り、現在確認できるところでは文化年間に入ってからである。

以上が留守居組合で授受されていた史料の諸類型である。史料諸類型相互の機能分担のあり方については大体明らかにしたのではないかと思う。今一つの発展・移行関係の問題については大まかな把握しかなしえなかったが、右に述べたところを図示するならば次の如くなるであろう。



史料諸類型の発展・移行関係の探究を更に進めていくためには、右に列挙した史料諸類型が何故にそのような形態を採るに至ったのか、何故にそのような形態をもったものとして歴史に登場するに至ったのか、その必然性を問うていかねばならないであろう。しかしそれは史料類型の概念把握のみによっては解明され得ない問題であり、これらの史料類型を生み出した留守居組合の存在、更にはその背景にある近世社会一般へと分析の視野を広げていかねばならないものであろう。

〔附記〕 本稿は、国立史料館における特別研究「近世史料の古文書学的研究」の成果の一部である。

「」

